省　令

○法務省令第二十五号

手形法（昭和七年法律第二十号）第八十三条及び小切手法（昭和八年法律第五十七号）第六十九条の規定に基づき、昭和八年司法省令第三十八号の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十一月十八日

法務大臣　谷垣　禎一

昭和八年司法省令第三十八号の一部を改正する省令

昭和八年司法省令第三十八号の一部を次のように改正する。

別表中津手形交換所、臼杵手形交換所及び津久見手形交換所の項を削る。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○政治資金適正化委員会告示第七十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

平成二十五年十一月十八日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	氏　名	抹消年月日	抹消事由
三二八	寺島　和豊	二五、八、二四	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号

○厚生労働省告示第三百四十七号

食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第十四条（同令第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定により、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第四十八条第六項第三号及び同令第九条第一項第一号に規定する厚生労働大臣の登録を受けた養成施設（以下「登録養成施設」という。）として、次のとおり登録したので、同令第二十条第一号（同令第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき公示する。

平成二十五年十一月十八日

厚生労働大臣　田村　憲久

登録養成施設の名称及び所在地	登録年月日
国際医療福祉大学福岡保健医療学部医学検査学科 福岡県大川市榎津百三十七―一	平成二十五年三月二十五日
東海大学農学部応用植物科学科食品衛生コース 熊本県阿蘇郡南阿蘇村河陽	

○厚生労働省告示第三百四十八号

食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第十六条（同令第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定により、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第四十八条第六項第三号及び同令第九条第一項第一号に規定する厚生労働大臣の登録を受けた養成施設（以下「登録養成施設」という。）についてその名称及び所在地を次のとおり変更する旨の届出があったので、同令第二十条第二号（同令第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき公示する。

平成二十五年十一月十八日

厚生労働大臣　田村　憲久

告　示

○政治資金適正化委員会告示第七十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

平成二十五年十一月十八日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	登録年月日	氏　名
四五三三	二五、一〇、二五	東海林伸興
四五三四	二五、一〇、二五	須賀田彰夫
四五三五	二五、一〇、二五	吉廣　温子
四五三六	二五、一〇、二五	工藤　泰則
四五三七	二五、一〇、二五	古谷　隆治
四五三八	二五、一〇、二五	阿部　孝明
四五三九	二五、一〇、二五	石倉　祐司

1

食品衛生法第四十八条第六項第三号及び同令第九条第一項第一号の登録養成施設の名称の変更

変更後の登録養成施設の名称	変更前の登録養成施設の名称	変更の日
近畿大学工学部化学生命工学科食品衛生管理者・食品衛生監視員課程	近畿大学工学部生物化学工学科食品衛生管理者・食品衛生監視員課程	平成二十五年四月一日
茨城キリスト教大学生活科学部食物健康科学科食品衛生コース	茨城キリスト教大学生活科学部食物健康科学科	平成二十五年四月一日
東京薬科大学生命科学部分子生命科学科	東京薬科大学生命科学部分子生命科学科「食品衛生コース」	平成二十五年四月一日
東京薬科大学生命科学部応用生命科学科	東京薬科大学生命科学部環境ゲノム学科「食品衛生コース」	平成二十五年四月一日

2

食品衛生法第四十八条第六項第三号及び同令第九条第一項第一号の登録養成施設の所在地の変更

登録養成施設の名称	変更後の登録養成施設の所在地	変更前の登録養成施設の所在地	変更の日
石川県立大学生物資源環境学部食品科学科食品衛生コース	石川県野々市市末松一丁目三百八番地	石川県石川郡野々市町末松一丁目三百八番地	平成二十三年十一月十一日

○厚生労働省告示第三百四十九号

食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第十八条（同令第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定により、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第四十八条第六項第三号の登録及び同令第九条第一項第一号の登録を次のとおり取り消したので、同令第二十条第三号（同令第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき公示する。

平成二十五年十一月十八日

厚生労働大臣　田村　憲久

登録を取り消した養成施設の名称及び所在地	取消年月日
玉川大学農学部生物資源学科食品衛生管理者等資格コース 東京都町田市玉川学園六丁目一番一号	平成二十二年三月三十一日
玉川大学農学部応用生物化学科食品衛生管理者等資格コース 東京都町田市玉川学園六丁目一番一号	平成二十二年八月三十一日

○厚生労働省告示第三百五十号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第三十六条第二項の規定により、同法第四条第九項に規定する登録検査機関について、代表者を次のとおり変更する旨の届出があったので、同法第四十五条第三号の規定に基づき公示する。

平成二十五年十一月十八日

厚生労働大臣　田村　憲久

登録検査機関の名称	変更後の代表者の氏名	変更前の代表者の氏名	変更の日
一般財団法人宮城県公衆衛生協会	大江　浩	嘉数　研二	平成二十五年四月一日
株式会社環境科学研究所	林　昌史	登坂　長生	平成二十五年六月七日
一般財団法人北海道薬剤師会公衆衛生検査センター	東洋　彰宏	大森　章	平成二十五年六月六日